

支那地方後次第總務部長改

二號總第一八一號

昭和二十二年五月二十六日

後勤廳第二總局總務部長

各地方總局總務部長  
大漢地方總局總務部長

物件處理方針に關する件照會

第二總局保有特殊物件の處理に關し内務省で方針を決定し國交部長から各知事宛別紙為の通り通報されてゐるから各地方に之ける事務處理も本方針に従い實施のことと取計われたい。

向第二總局保有特殊物件の處理要領に就ては從來當局から貴方へ通報してあるが、前と若干相異するが當方としては地方からの上申（照會）來等に對し其の勘定中失に於て調節を圖ることと致し度いかから含み置かれたいたい。

一制紙七部紙一  
 $\frac{1}{8}$  條

$\frac{1}{8}$  條  
付送  
參人

（總二）

海軍

九

0831

6-2

支地方復員局

調査局一案序六〇八号

昭和二十二年五月十七日

内務省調査局長 各知事 記

第二復員局所管特殊物件の處理について

第二復員局の機構縮少に伴ひ同局が保管使用中の特殊物件が相當餘裕を生じるので復員局今後の業務遂行上支障のない限度に於て内務省が保管轉換を受け一般の特殊物件と同様に之を處理することに付連合軍司令部の諒解を得たので之に付左の通り處理方針を決定したから連絡する。

記

一、第一種需品（機雷等主管の需品及び無線機器類を除く）

（舊海軍の兵器中直接戰闘に使用する武器ではないが、取扱を慎重にし調達を容易にするため兵器と呼稱したものであつて眼鏡類、時計類、發

電機、電球類、掃海器具、兵器、其の他極めて雜多である）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに基の品目及び數量を内務省調査局長に報告する調査局长は之を海運總局の指定するもの及び兵器處理委員會に拂下げ内諦を地方長官に連絡する。尙海運總局の指定するものに拂下げた分に對する代金の納入告知書は直接調査局に於て發行する。

二、第二種需品

（所謂消耗品類であつて極めて多種多様である。紙、鉛筆、釣床、蛇管帆布、日本文「タイブライタ」、教練費、自轉車類から石鹼、食器類迄ある）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに基の品目及び數量を内務省調査局長に報告する調査局长は其の拂下先を決定し地方長官に連絡する。告知書は直接調査局に於て發行する。

### 三、造修材料

（所謂船舶造修用としての規格材であつて鋼板、鋼棒、钢管、銅管等である）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する、地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は商工省と協議の上其の拂下先を決定し地方長官に連絡する。告知書は直接調査局に於て發行する。

### 四、衣糧類（衣服及糧食）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は關係省と協議の上其の配分方針を決定し地方長官に連絡する、地方長官は右方針に従ひ特殊物件として之を處理する。

### 五、調度品その他

（机、椅子等の事務用品其の他大部分の施設につき物の雜品類である）

### 六、機器類（第一種需品）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する、地方長官は一般の特殊物件と同様に之を處理する。

### 七、無線機器類

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する、地方長官は直ちに之を遞信省一般會計に保管轉換する、告知書に付いては一二三六の項目に該當する品目については調査局、四、五の項目に該當する品目については地方廳に於て發行するものであるから爲念。

物件整理委員會日程

第一日(六月十一日)

議題

陳述者

一. 現状説明

出羽命令官(三瀬)

二. 掛下申請者(萬三郎明)

委員会幹事(三瀬)

三. 現状視察

五. 棚件整理者(下村)用傳者

第六日(六月十二日)

六. 下村整理者(下村)用傳者

委員会幹事(三瀬)

七. 現状説明

三瀬(三瀬)

八. 諸般の事項

三瀬(三瀬)

復員廳

支那事務部長

二復總第一八四號

昭和二十二年五月三十日

吳地方復員局總務部長

復員廳第二復員局總務部長

横、吳、佐、舞、大阪各復員局長殿  
大溪機務處理部長殿



二復保有物件の處理要領に關する件

一、本件は二復六番電に關聯する

二、首題の件は中央、地方宛物件處理委員會が設置されて以來内務省とも協議の結果原則的に G.H.Q の認可を受けて實施することとなり、自後各種の申請を提出すること共に銳意其の認可取附に努力中であるが、現在迄の經緯概要並に見込等左記の通である

三、本件の實施に當つては特に左の諸件に留意あり度い

- (1) 二復運第五九四號は第一種帶品の放出に關する申請であるご同時に二復保有の物件全部に對する原則的了解を得る爲の説明資料でもある、從つて右及第二種器品の申請に對し許可された一九四七年四月二十二日附の(支那事務部長)の留意事項は第一種及第二種帶

0835

品はかりを對象とするものではなく、ニ復保有物件全部に適用するべきである。

(四) 前號認可覺書中第2項は第二復員局は物件を内務省へ移管する毎に移管資材一覽表を當該地域の軍政部に提出を要する旨指示して居るが此の連絡は各地方復員局から直接軍政部へ行ふものとし而も確實に速達せしめるやう勧行あり度い。

尙之を機會に今後地方軍政部との連絡を一層緊密化することに努力され度い。

(五) 右地方的報告と併行に中央に於ても移管資材一覽表の寫を極東海軍部隊指揮官へ提出せねばならないがら寫二通を成るべく速に補給部長宛に送附を得度い。

但しこれ迄行はれて居た當局への物件處理報告は從前通勧行を期せられ度い。

(六) 中央に於て申請、認可を受けた物件の一リストは大冊である爲其の都度寫を地方へ送付することが出來ない場合が多いけれども其の具体的處理法は夫々必要な時に訓令又は通牒あるること従前通りである。從つて各地方復員局としては右連絡に従ひ處理を進められれば不都合は

無い、唯前各號の報告は訓令、通牒等に依つて移管を行ふものは勿論、地方的處理に屬するものでも今後の移管物資一切を含ましめることこれ了承されたい。

内本件に關する國內處理は内務省から各地方長官宛に調査局一號第六八八號へ二復総第一八一號で傳達済一を以て總括的に通知されて居るから參照あり度い。

右にも觀聽各府縣廳ご連絡強化に就ては一層の努力を盡され度い。

記

一、二復保有物件の處理全般に關し内務省、G H Q 補給部及關係各省等に折衝の上三月十日附二復達第五九四號を以て極東海軍司令部に對し申請した。(申請書同封す)

二、四月四日附二復達第七一四號を以て大湊地方復興局の物件處理に關し申請した。

三、四月十日附第二種需品全部の處理に關し二復達第七一三號を以て申請した。

四、第一、第三號に對しては CNFE/131-2/5/44 號(88)を以て第二號に對しては CNFE/131-2/5/44 號(88)を以て何れも一九四七年四月

一一二二日附で認可された。

(CNFe/LII-3/J3/rb) 號(880) の日英兩文同封一  
五第一種需品の國內處理原則に關し五月二日附内務、運輸、三復の三省協

定が成立した。

(協定文同封)

六五月十二日附ニ復連第八九三號を以て造修材料の處理に就き、又同日ニ復連第八八三號を以て掃海要具類の處理に關し申請した、之等に對する認可は近日中に得られる見込である

七五月二十日附糧食類の處理に關しニ復連第九〇六號を以て申請したが其の許可は既に五月二十二日附父附を受けた

(CNFe/LII-3/rb) 號(1107) の日英兩文同封一

八被服類及駕用品等の處理に關する申請は準備中であるが近日中に提出の豫定である、これでニ復保有物件の全部を一應終了し而も概ね原案通認可を受け得るものと期待して居る次第である

(終)

一九四七年四月二十二日（四一二三一）一四。一〇接受一

續込番號 O N F E / L - I - I - 3 / J J / r b

繼續番號（八八〇）一

發 極東海軍部隊指揮官（參謀長 N O W O バードー

宛 東京終戰連絡中央事務局

第二復員局保管補給品並に資材處分の件

關聯(A)一九四七年四月十二日附 O O L O O 書翰第一七一號（P M -

明)一九四七年三月十五日附 O O L O O 書翰第九三號（P M -

1. 關聯文書(A)及(B)に計載しめる如く第二復員局資材を内務省に移管する事を認可す。

2. 内務省へ移管を行ふ場合には第二復員局は軍政當局が返還敵產済告中に押入し得る様に當該地域に於ける地方軍政部隊に移管資材一覽表を提出すべくである。第二復員局は右移管資材一覽表の總

一通を極東海軍部隊司令官へ送附しなければならない。

3. 第二復員局は周到なる注意を拂つて資材を審査し帰海完了及四ヶ國宛船舶の整備引渡しに必要でない資材のみを移管すべきである。

0839

一九四七年五月二十二日

O N F E / L I N I / r b / H A O - H - O - H -

宛 殿 東海軍部隊指揮官へ參謀長 N W バード  
經由 東京終戦連絡中央事務局 第二復員局

餘剩糧食處分の件

關聯(A) 一九四七年四月一日現在在庫食糧表

(B) 一九四七年四月四日現在處分すべき餘剩食糧の品名及數量

- 1 右關聯(B)の表を(1)(2)とし、冗提出せよ。右表には左を明記の事
- (1) 終戦時元日本海軍所有の餘剩食糧は日本内務省に移管し民間の使用に供して差支ない。
- 2 終戦時元日本海軍所有の餘剩食糧は日本内務省に移管し民間の使用に供して差支ない。
- 3 終戦後第二復員局の入手した餘剩食糧は其處を通じて入手した官庫へ過當な計理により返還して差支ない。

(一)

0840

昭和二十二年五月二日

内務省調査局長

海運總局船舶局長

第二海員局總務部長

不要第一種需品（軍海軍兵器）の號埋に

關する打合覺

第二海員局保管中の第一種需品にして不要となるものは成るべく速に内務省を通じて次のやうに處理する

一 船舶造修用並に船用品として適當なるものは之を船舶公團又は海運總局の指定する團體或は會社に引渡す

二 右以外のものは兵器處理委員會に一括引渡す

三 右整理配分に關しては同右委員會及團體（會社）間の直接協議に依り立案せしむるも内務省、海運總局、二復は常に之が監督指導に任ずる  
(註)

0841

(イ) 機雷長主導の需品（掃海具、鋼索等）及無線機器類の處理に就いて  
は數量の整理出來次第内務省、二側及調保各省間に於て別途協議する

(ロ) 本處理の實行に當りては各主務機關と進駐軍司令部との妥衝進捗状況と併行する如く留意する

（終）

0842

一 律連第五回

昭和二十一年三月十日

務課連絡中央事務司總務部長

第一律連第五回

主権保有の物件處理に關し Commander Naval Forces, Far East.

指揮官關し別紙の通り Commander Naval Forces, Far East. に申請の上特許  
り對表第十二號する該務省より特許の許可を得てした取計はれた。此  
特許第十二號不許可本件もであるが此來次第發行するから其の特許許  
可を無視ることに取計はれた。

追て本件は當同玉の商標 Commander Naval Forces, Far East. に對し業種  
別紙表第十二號する該務省認定書を付して此は。

別紙表第十二號する該務省認定書

(參)

0843

別

紙

一九四七一二)

第二復員局保有物件の概況並に  
之が今後の廃埋方針に就て

一 第二復員局の機構縮小並に將來の閉鎖に伴ひ現に第二復員局が保管  
使用中の物件類には相當の餘裕を生すべき見込である

而して之等不要となるべき物件類は逐次に適正且迅速に廃埋を進めね  
ばならぬこと勿論であつて第二復員局としては満年十月以來中央及各  
地方復員局毎に物件の調査廃埋委員會を設置して統一保有物件の品種  
數量並に其の消耗状況等の検討を續けて来たのであるが第二復員局の  
規模並に作業等に關する今後の様相も略想見ざるに至りたる此の際  
保有物件の概況並に今後の廃埋方針に就て我々の研究した結果を一括  
報告致し成し得れば本件に關する原則的承認又は何分の指示を得度  
き希望である

二 第二復員局現保有中の物件には終戦後の調達品と廃棄車輛品との  
二種類がある

而して調達品は糧食が大部分で其の他は數量も極少であるし又之が調

0844

筆の經緯に見るも他の一般官課の保有物件と何等の差異もないがら閉  
庫時の處理法も問題はない

然るに舊海軍軍需品は元來終戰直後（一九四五—九一一月の交）に  
於て各部隊及地方機關から夫々詳細目録と共に一應進駐軍、第八軍又  
は第五艦隊一に對し引渡しを了したのであるが恰も復員輸送及掃海作  
業等を實施すべき指令に接したので之等に關係する船舶並に乗組等の  
運賃に必要な最小限度の物件は進駐軍から内務省へ返還せられること  
なく其の轄第二復員局（當時海軍省）をして保管使用を續けしむる旨  
承認されたものである

從つて日本國內としての之が解釋は進駐軍から内務省へ返還されたも  
の一日本側では之を特殊物件と呼稱するに準ずることとし我々は再配  
分を受けたもの又は新規調達品と同様に使用して來た次第である  
三　さて從來第二復員局の機械が縮少される毎に若干の物件に餘裕を  
生じたのであるがこの内特殊物件の再配分を受けた分については其の  
都度内務省へ移管し同省を通じて處分して來たのであるが餘裕を生じ  
た物件中には舊海軍軍需品を引續き保管使用したものもあるからその  
内には古調車として當然關心を有する物件又は今後古調政策に別途の

用途を考慮される物件を含むかも知れぬ又二箇自体に於ての物件の要否を査定し得るのはO.N.J以外には無い等である

一方日本國內現下の物資缺乏の情況は特に深刻であるので若し假りに之等の國內配分を許される場合は其の底細は飽くまで適正公明を明せねばならぬし而も其の配分を絶つて相當の國內的疑惑を伴ふことも豫期せねばならぬ

之等の諸點を考慮して今後の軍事需品の配分は原則的に先づC.N.Jの認可を得てから之を内務省へ移管し同省の主動性に依つて國內配分を行ふを適當と認める

勿論軍務手續上は「ポルト」一本迄認可證を取り処理を進める等は其の弊に溝をぬし又其の必要もないと思ふから適當な資料の整備と移管準備とが出来る毎に一括認可を求むることとし此の間占領軍の方針、指示等を俟つて適度な調整を加へて行き度い希望である

以下第二復員局規保等中の物件の概況及今後不要となるべき見込等に就き未だ數字的整理を了しない部分が多いけれども概ね次の各種類に分けて説明し易せて之等を日本國內としての適當な配分處理に關する管轄をも附加して見たい

(A) 第一種需品  
(B) 第二種需品  
(C) 造修材料  
(D) 燻度品其の他  
(E) 衣類

(A) 第一種需品類  
舊海軍兵器中直接受戰體に使用する武器ではないが取扱を丁重にし顛  
筆を容易にするため兵器と呼稱したものであつて眼鏡類・時計類・  
發電機・電波類・備海關係兵器其の他極めて難多である  
之等は輸送船の「Pre-ship」及備海計畫の確定に伴ひ相當量の餘裕を  
生ずる見込であつて其の第一次として非常事態へ移管可能と認めら  
れる  
品種・數量等は別表第一の通整頓が出來た

之等の物品の大部は船用品として運輸省海運總局へ、眞空管のみ  
は減信省へ夫々移管利用するのを適當とする又損品は一應内務省の  
兵器整理委員會に移して再生利用を圖るべきものと考へる  
別表の外備海兵器中のWire rope類は未だ微整頓を了していないが

一千〇〇組（三〇萬米）以上を保有して居るから相當多量に放出可能の見込であり而も *Metope* 類は石炭増産用として又漁業、海運、林業用として極めて有用な資材となるので早急に整理を了して餘剰品を内務省に移管し之が活用を圖るを適當と認める。

(B) 第二種需品

所謂消耗品類であつて極めて多種多様である。即ち紙、站籠、鉄床、蛇管、帆布、日本文「タイブライター」、鐵鏈、自轉車類から鋼纜、石鹼、食器類迄ある。

又小數ではあるが輪轂機、映寫機等もある。

然し之等の品種、数量の在分整理を完了することは容易な事ではない然らく不可能に近いであらう、兎に角軽易なものであることは間違ない故之等は全般の調査を俟つことなく整理出来たものから遂次個別的に処分して行くのを適當とする  
而も之等の処分を一々中央から指令することは困難なものが多いか  
ら特に重要なものの外は原則として次の幾大方針に依ることを御承  
認ありたい

(1) 日本の國內問題として處理せしめること

(2) 各地方的廃棄物も内務省及ニ復の各地方機關が中心となり他の關係機關と協議の上公正適切な處理せしむるやう指導すること

(1) 造修材料

所謂船舶造修用としての規格材であつて其の品種、數量は別表第二として整理中で未完成であるが大体次の見込である

鋼

鋳管  
棒  
三六九トン

六八

三八四

七四

五二七

一一四

外約三〇件

而して之等將來の廃棄物としては一般のものは船舶造修用として運輸省へ移管し、特殊のものは商工省へ移して其の資材計盤に組入れることを可とする

(D) 衣糧類

衣糧類は假令船乗員が八、〇〇〇人位に減少しても大した餘裕は生じない見込である

但し特別のものは若干宛の餘剩を見込み得るから之等は現下の國內衣糧事情の逼迫にも鑑み出来得る限り速に民生に振り向けられるべきであろう

又其の品種、數量は目下別表第三及第四として整此中で未完成であるが大体次の様になる見込である

(1) 糜食に就ては

主食丈が一月一日現在で一萬人に對し九ヶ月分はあつたと思ふ唯日本各地で圓滑に補給する如く計畫するには若干の問題があるを持たねはならぬ、従つて大体觀として大なる放出を目指すのは誤りである

然し副食物に於ては餘剩を生じた場合之を刻下の救濟に充當し得る様に致し度いと研究中である、唯食糧の大部分は終戦後の調達品であることを更めて注意を喚起して置きたい

(2) 衣服に就ては

大体一萬人に對する補給用としては約一ヶ年分はあると思ふ、之等は船舶保養員及掃除作業員補給の爲の最小限度を殘して他は速に民生へ放出する様に併総致し度い

(E)

調度品其の他  
机、腰掛、事務用品其の他所屬不明の雑品類であるが之等は大部分  
施設につき物である

従つて之等をどんどん他へ持ち去ることは適當ではないけれども一部のものは移管可能と認められる

然しこの物件も一々中央で指令するのは容易でないから總て國內問題として而も地方的處理に委す様に豫め許可して欲しい次第である

（終）

0851

莫地方得昌司經移部長

廣務主任

六用三十

0852

卷之三

# アジア歴史資料センター

**Japan Center for Asian Historical Records**  
<http://www.jcar.jp/>

<http://www.jacar.go.jp/>

支那方總事務局總務部  
二復總第一九三號  
昭和二十二年六月三日

各地方復員局總務部長  
大漢地方復員局總務整理部長

物件處理方針中一部  
二復總第一八一號で照會した調査  
し五月二十四日附調査局一號第六  
知ありた

記

一、第二項 第二種雑品

該局長は其の拂下方針を決定  
決定し地方長官に通報する

総務部長  
部員  
印  
印  
印

物件處理方針中一部變更の件通知

二復縦第一八一號で照會し方調査局一號第六九二號による首題の件に關し五月二十四日附調査局一號第六九二號で左記の通り變更されたから了知めりたる

（調査局長は其の擇下方針を決定し、以下を「調査局長はその配分方針」次定し地方長官に傳達する。）地方長官は右方針に従い特殊物件と

卷二十一

卷之三

物の配分

件に關  
から了

正八月山



0852

付箋

二月二十五日附四合ノニ後總第九三号  
三部一括再送する。

尚本件は七八一括 尚而前件  
白石事務官が現況祝賀の際當面  
持手お届け済のものである爲念。  
一括再送する。あ

0853

して之を處理する。」に變更。

## 二、第三項 造修材料

「調査局長は商工省と協議の上其の拂下先を決定し」を「調査局長は之を運輸省海運总局の指定するものに拂下げ」に變更。

## 三、終尾

「以上項目に亘り物品の經理は……」以下を「以上各項目に亘り物品の經理は地方廳に於て行うもので該つて代金の納入告知書については一、三、六の項目に該當する品目については調査局二、四、五の項目に該當する品目については地方廳に於て發行し七については特殊物件中遞信省一般會計に保管交換する通信器材と同様の經理措置をとるものであるから爲念」に變更。

(終)

昭和二十二年五月十七日

内務省調査局長

各 知 事 殿



第二復員局所管特殊物件の處理について

第二復員局の機構縮少に伴ひ同局が保管使用中の特殊物件が相當餘裕を生じるので復員局今後の業務遂行上支障のない限度に於て内務省が保管轉換を受け一般の特殊物件と同様に之を處理することに付連合軍司令部の諒解を得たので之に付左の通り處理方針を決定したから連絡する。

記

一、第一種需品（機雷長主管の需品及び無線機器類を除く）

（舊海軍の兵器中直接戰闘に使用する武器ではないが、取扱を慎重にし調達を容易にするため兵器と呼ぶしたものであつて眼鏡類、時計類、綫

電極、電球類、滸海關係兵器、其の他極めて雜多である）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は之を海運總局の指定するもの及び兵器處理委員會に拂下げ内諳を地方長官に連絡する。尙海運總局の指定するものに拂下けた分に對する代金の納入告知書は直接調査局に於て發行する。

二、第二種需品

（所謂消耗品類であつて極めて多種多様である。紙、鉛筆、釣床、蛇管、帆布、日本文、タイヤ、タイヤー、裁縫機、自動車類から右輪、食器類等ある）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は其の指下を決定し地方長官に連絡する。告知書は直接調査局に於て

0855

### 三、造修材料

（一所謂船舶造修用としての規格材であつて鋼板、鋼棒、鋼管、銅管等である）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する、地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は商工省と協議の上其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は關係省と協議の上其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。地方長官は右方針に従ひ特殊物件として之を處理する。

### 四、衣糧類（衣服及糧食）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は關係省と協議の上其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。地方長官は右方針に従ひ特殊物件として之を處理する。

### 五、調度品其の他

（机、椅子等の事務用品其の他大部分の施設につき物の雑品類である）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は一般の特殊物件と同様に之を處理する。

### 六、機器長主官の第一種需品（漁網、鋼索等）

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。調査局長は商工省と協議の上其の品目及び數量を内務省調査局長に報告する。告知書は直接調査局に於て發行する。

### 七、無線機器類

地方復員局長は第二復員局長の承認を経て地方長官に之を保管轉換する。地方長官は直ちに之を遞信省一般會計に保管轉換する。以上項目に亘り物品の經理は地方廳に於て行ふのであつて、告知書について一、二、三、六の項目に該當する品目については調査局六、四、五の項目に該當する品目については地方廳に於て發行するものである。左の爲念

中連絡名一報今仰く係員終焉する通後卷行角持之經  
地場主とす。うるうからうらみ

支

各地方復興局 総務部長

二復總第二〇四號  
昭和二十二年六月十三日

内務部長

各地方復興局 総務部長  
大綱地方復興局 施設整理部長

復興廳第二復興局 総務部長

餘剰資材の處理に關する件通知

首題の件に關し別紙寫の通り調査局一發第七八九號で内務省調査局長  
から通知があつたから了知ありたい

一號及び六月三日附二復總第一九三號で送付済である

内務部員

別紙七部添

内務部員

1/8 括  
2/8 被除  
3/8 部門  
4/8 大竹部  
5/8 人事部  
6/8 下部  
7/8 人事部  
8/8 “法事部地”

一終

1/8  
6-24

0857

調査局一發第七八九號

昭和二十二年六月十日

内務省調査局長

第二復員局長 厥

第二復員局餘剩資材の處理について

標記の件につき、別紙の様に處理致すとになつたので、御諒知されたい  
尙五月十七日附一發第六六八號を以て各地方長官に通知してあるにつき爲  
念。

追而左記事項は速かに措置せられたい。

一、現在迄に地方廳に保管轉換手續済のものは青森縣大湊地方復員局の海  
具第一種需品、第二種需品燃料、被服並びに神奈川縣、大阪府、京都  
府、長崎縣各地方復員局の第一種需品のみであるが其他のものであつて  
保管轉換可能のものは至急地方復員局から地方廳に保管轉換の手續をと

られたい。

二 地方復員局から地方長官に保管轉換されたものについては別途貿易上

り直ちに調査局に連絡されたい。

右は處理の迅速を期する上に必要なので確實に實行される様特に依頼する。

三、地方復員局より地方長官に保管轉換する場合は、必ず別紙記載の項目

（第一種需品、第二需品等）に分つて、手續をとられたい。單に品目數量のみを記載して保管轉換をされるゝ處理方針を適用するのと困難を來すので此の點は各地方復員局に充分底を圖られたい。

二復總局

昭和二十一年八月十八日

總務主任

第二復員局總務部

總務部長

總務部長

局長

局長

機須貿

各地方復員局總務部長殿

大連

地方復員局總務部長殿

二復保有物件處理に関する参考資料送付件

（2）  
終戦連絡地方事務局長會議の説明資料上に別紙と  
併記した二復保有物件處理の参考上である。其の主な事項  
すなはち、今は各現地軍政部への説明用等として利用する。

（別紙六部構成）

總務部員

送付人

参考人

下部

2/8  
總務部員  
大連  
余  
方  
印  
印

0860

昭和二十二年六月十日

復員省第二復員局總務部

第一復員局保有物件の概況並に之が今後の處理安傾に就て

首題の件に關しては第二復員局は元來引揚輸送及船舶保管掃海等の業務を行ふため之等に對する補修・造修等を實施し所要物資を所有して居たが此等業務も今年一齊か過れても來年三月を以て終了する見通がつき機構相少々近き將來の問題に應する為迅速に且適正に立案處理を進める必要があるので内務省とも種々協議の結果一應 G.H.Q. G.S. (Supply Division) に對し口頭説明の上了解を求むる所があつた。而して G.H.Q. の意向も一復保有物件の要否並に處理等に關する至足は O.N.E. の主動性に俟たねばならぬから元づ O.N.E. の申請認可を得て第二復員局としては石の趣旨に従つて情況報告書類を處理に關する各般の措置を進めたのであるが其の概況は次の通りである。

（一）第二復員局は調整資料出來次第逐次左の要領に依つて O.N.E. へ申請書を提出すると共に其の都度所要の説明報告等に努めた。

(1) 一九四七年三月十日附「復運第五九四號」(全年三月十五日附 CIO 書翰第九三號 (RM)) を以て保有物件全般の概況を説明報告すると共に並當り第一種需品類のみの一部を内務省へ移管の認可を受くる爲之を終連を通じて O.N.E. へ申請した。

(2) 大湊地方復員局の閉廳に伴ひ全局保有の物件全部の處理に關し四月四日附「復運第七一四號」(四

月十一日附 C.I.C.O. 載輸第一七〇號（P.M.）を以て同様に申請した。

（二）第二種需品全般の處理に歸し四月十日附二復運第七三三號（四月十一日附 C.I.C.O. 載輸第一七一號（P.M.））を以て同様に申請した。

（三）五月十二日附二復運第八九三號（五月十九日附 C.I.C.O. 載輸第一五號（P.M.））を以て造船材料の處地に歸し、又全日附二復運第八八三號（五月十五日附 C.I.C.O. 載輸第一二一號（P.M.））を以て掃海器具類の處地に歸し同様に申請した。

（四）糧食類の處地に歸し五月二十日附二復運第九〇六號（五月二十一日附 C.I.C.O. 載輸第一一九號（P.M.））を以て同様の申請した。

（五）五月二十八日附二復運第九三六號（五月三十日附 C.I.C.O. 載輸第二三三一號（P.M.））を以て板塗類及用度品類の處地に歸し同様の申請した。

（六）前號の各申請に対する O.N.R. の指置並に意圖は確ね左の通り展中である。

（1）第一種需品及第二種需品類の移管申請にて P.M./E11-3/3/TN(880) 號を以て認可された。

但し同時に移管資材の一覽表（我々は之を需品類に限定することなく今後移管するを一切の物に適用するものと了解して居る）を各現地の軍政部及 O.N.R. に報告するを要する旨の指示を以て居る。

（2）大湊地方保員局の物件處地に歸する申請にて P.M./E11-3/3/TN(80) (878) を以て申請認可された。

(イ) 機食調の處理申請に就しては、(80年1月1日以後)を以て認可され同時に當即に審査  
審品と新規調達品との處理区分をも明示されて居る。

(二) 長の他の物件即ち掃海機械係要具、道修材料及被服用履品等の處理申請に對する認可は未だ下附されて居ないけれども近日中に交付のことと豫約せられて居る。

(三) 右の如く認可を受けたものの處理は内務省其の他と協議を盡した上夫々之を地方機械に移して處理を進めることに着手又は準備中であり、今後認可を受くる物に對しても全く同様である。

將來と雖も復員機械係員の縮減及掃海並に舊海軍艦艇の回航等の作業進捗に伴ひ保有物件に該測をするの見込を得次第其の部隊のN.P.Eの認可申請を受けて物件處理を適正に向も迅速に之を終了致し度い希望である、何となれば第一復員局の存續は長期を豫期出来ないからである。

(四) 二復保有物件の今後の處理方針は概ね前述の通りであるが之を實際に圓滑な實行を期する爲には猶相當の問題がある。

即ち日本國內の中央機械間の連絡を特に密接ならしめるのは勿論のこと更に連合軍各地方軍政部並に現地軍に對する日本側各機械からの報告迄給等が適時適切に行はれなければならぬ、第一復員局としては一方日本政府各機械との連絡に努め他方各地方復員局をして各地方の連絡軍の關係の向て早く連絡に努めしめ以て保有物件の一 日も速かる適正處理を實施すべく凡有努力を致し度考慮して居る。

「終」

復二第445号

昭和二十一年六月二十六日

復員局第二復員局長

各地方復員局長殿

總務部長  
局長

部員

官文

地方復員局保有物件處理要領の件中町區の件開會  
昭和二十一年十月二十二日附復二第445号旨題の件別紙中央物件  
處理委員會の部を別紙のように改める。

(別紙一覽添付)

(終)

總務部員

海軍

軍

6-3  
0864

## 中央物件處理委員會

委員長

委員屬

委員輔佐

文書課長高橋

總務課長小岡

阿部

營船課長。松枝

造修課長。高橋・相原・福井

需品班長。總田・白石・入谷

補給部長

吉川木山

衣糧班長。力根

主計課長。茱谷

會計課長。山内・和田

總務部長

人事部長

扶助課長。石川・柏良

資料整理部長

0865

參審道第二十八號

昭和二十二年七月十五日

吳加方復員局長 矢牧 章



總務部長

庶務部長

名課長

吳加方復員局物件陳細委員會編制を別紙の通り改める

(別) 紙添一

(終)

車両更迭及び船内搭載の事  
名前を記入して送付す

部員

(6)

0866

一  
別  
紙

吳地方志圖物錄

第三七八號

昭和二十二年七月十五日

岡山地方復興局物件課理幹事長

0868

部員	各課長	幹事長	幹事長	幹事長	總務部長	局長
高 山 都 圓 長 涉 外 課 長	各課長	幹 事 長	幹 事 長	幹 事 長	總務部長	局長

「一般書類、資料の整理保管に關すること」  
「一般書類、資料の整理保管に關すること」  
「交渉に關すること」  
「右に關する車両に對する通報報告に關すること」  
「幹事長補佐」  
「一般書類、資料の整理保管に關すること」  
「一般書類、資料の整理保管に關すること」

河野部園	一 舟運の底賃引渡しに關すること
三特許事項	二 補給部附係品底賃に關すること
衣糧課長	補給部附係品底賃に關すること

(終)

0869

IE/WAC/cs

IE CLOS

4 August 1947

SUBJECT: Use of Building  
THROUGH: Hiroshima Prefectural Liaison Office  
To : Governor of Hiroshima Prefecture  
Attention: Director of Hiroshima Finance Bureau

1. The building located at the Naval Submarine School, Otake, used by the Hiroshima High School is being vacated.
2. We recommend that the said building be used by Ogata-mura as a school building.

T.N. CLOWARD  
Lt. Col., AC  
Commanding

0870

十月一日

補办部長

悲情却失  
序流浮失

物汗中止者取腋下汗.

事件  
八處  
移就

上月二字正

500

0821

庚午年正月廿二日  
余在寓所偶得此詩  
以記其事  
丁巳年正月廿二日  
余在寓所偶得此詩  
以記其事

1580

0872

一九三〇一〇八年

昭和廿二年八月四日

廣島軍政隊長  
陸軍中佐 T・M・クロワード

廣島財務局長氣付

廣島縣知事殿

建物使用ニ係ル件

大竹海軍潛水學校内ニ在ル廣島高等學校ニ使用サレテキル建物ハ近  
ク立退カレン・シテキル

本軍政部ハ小方村ガ該建物ヲ借合トシテ使用スペキヨトツ勸告スル  
セゾナアル

以上  
以

0873

嘉慶丙辰年

己未二十二日正月十八日

署地方總督局總務部廣務科長

署地方總督局總務部廣務科長

保有物品調書

市府井高物件之理委員會用印

御印

御印

御印

(公印)

乙

海軍

竹谷納

0874

# 啟務

卷之三  
總務部長

卷之三

卷之三

被服物品在庫高報告（七月一日報）

七月三日

卷之三

卷之三

0876

上	靴	組	「一四八人」	五三八
略	戰	戰	「四〇四九」	二四六五
△底結是變	變	變	「一八四一」	一四六七
靴	下	下	「一四四〇四」	一四六九
足	袋	袋	「一四四一四」	一四六八
靴	戰	戰	「一四四一四」	一四六九
足	袋	袋	「一四四一四」	一四六八
士	官	外	「一三八」	一三八
下	士	官	「一三八」	一三八
帶	帶	外	「一三八」	一三八
防	寒	外	「一三八」	一三八
雨	雨	衣	「一三八」	一三八
甲	頭	巾	「一三八」	一三八
乙	頭	巾	「一三八」	一三八
頭	巾	巾	「一三八」	一三八
頭	巾	巾	「一三八」	一三八
前	頭	巾	「一三八」	一三八
作	頭	巾	「一三八」	一三八
頭	巾	巾	「一三八」	一三八

被 敷 布	個	四三	(四三)
鉤 索 敷 布	個	四三	(四三)
航空 頭 手 帯	組	四三八四	(四三)
防 敵 用 手 帶	個	四九	(四九)
綿 合 敷 布	個	一八三	(一八三)
腹 布	卷	四九三	(四九三)
胸 布	卷	四九三	(四九三)
毛 纖 機 衣	衣	四八四	(四八四)
手 布	拭	四八四	(四八四)
被	片	四八〇一	(四八〇一)
衣	疋	四〇五八	(四〇五八)
補 色 着 物	件	九五四六	(九五四六)
帶	組	〇一〇	(〇一〇)
被 被	組	四三三	(四三三)
草	疋	四〇〇	(四〇〇)
洗 漬 石 錄	疋	四〇〇	(四〇〇)
備 布	疋	四〇〇	(四〇〇)

新調物件及譜特藏物件欄中括弧のない数字は新品を、括弧内の数字は再用古品を示す。  
その他（通納古品）欄中洗濯石錄を除いては大部分使用不能品（廢品程度）である。

昭和二十二年六月二十三日

C O M M A U F e

N . W . バード 参謀長

電

東京中央連絡局事務部

主=復保營物件處理一件

參照

(a) C L O 文書 N . 二三二 (P M ) 昭和二十二年五月三十日

一、關聯文書(a)=依り提案セラレタルオニ復保營物件(衣服及  
軍勢用品)一、處理案ホシ承認ス

二、資材ヲ民用タノ内勢苗一移管又其場合、地方軍政部陽  
ハ資材ニ關スリスト及報告ヲ提出スベシ

(終)

0879